

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算の拡充を求める意見書

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮の提供、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめや不登校等への対応など学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校一、二年生及び中学校一年生の三十人以下学級の定数措置が行われている。しかしながら、第七次教職員定数改善計画の完成後十年の間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきである。

自治体財政の逼迫などから非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請でもある。

よって、国会及び政府におかれては、子どもの学ぶ意欲や主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であるという観点から、平成二十九年度政府予算編成において次の措置を講じるよう強く要望する。

- 一 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。
 - 二 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年六月二十九日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
文部科学大臣 馳浩殿
内閣官房長官 菅義偉殿